

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会

会 長 岩 月 進

(会 長 印 省 略)

**新卒薬剤師 初年度会費無料キャンペーン対応に関する
令和 8 年度体制整備について（ご依頼）**

平素は、本会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、若年層を中心とした加入勧奨による組織強化等を目的とした、新卒者の初年度会費を無料にするキャンペーンの開催についての通知※を発出したところです。※令和 7 年 5 月 8 日付 日薬発第 54 号

本キャンペーンの円滑な実施にあたりましては、会費の取扱いや対象者の判別等、各種手続において、都道府県薬剤師会および地域・支部薬剤師会の皆様のご理解とご協力が不可欠となります。

つきましては、このたび本キャンペーンに関する対応手順書を作成いたしましたので、別添資料をご確認の上、施行開始日である令和 8 年 4 月 1 日に向けた体制整備をお願いいたします。

ご多用中誠に恐縮に存じますが、何卒ご理解の上、本取組の実施について引き続き格別のご配慮を賜われますようご案内旁々お願い申し上げます。

別 添 資 料：日本薬剤師会 新卒薬剤師 初年度会費無料キャンペーン対応に関する手順書（第 1 版）

施 行 時 期：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで（令和 8 年度中）

内 容：令和 7 年度内に薬学部・薬科大学を卒業した者で、薬剤師国家試験に合格し薬剤師免許を取得した者のうち、B 会費会員に限り、令和 8 年度中の日本薬剤師会会費を無料とする。

以上

本件問合せ先：日本薬剤師会 総務部 総務課
担当：清澤

TEL:03-5315-0127 FAX:03-3353-6270

E-mail:kaiin@nichiyaku.or.jp

日本薬剤師会 新卒薬剤師 初年度会費無料 キャンペーン対応に関する手順書

第 1 版

作成者： 日本薬剤師会 総務部 総務課

作成日： 2025/11/4

最終更新日： -

目次

1 はじめに	2
1.1 キャンペーンの詳細	2
1.2 日本薬剤師会 会費の取扱いについて	2
1.3 対象者の判別方法について	2
1.4 3層構造における協調的な実施体制の構築について	2
2 体制整備について	3
2.1 理事会等において会費（会員）規程を改定する	3
対応例①：日本薬剤師会の年会費記載箇所に附則を追加する	3
対応例②：「会費納入の特例措置」として条文を追加する	4
対応例③：会費（会員）規程に紐付けされた要綱を別に定める	4
3 Q & A	5

1 はじめに

1.1 キャンペーンの詳細

令和7年度内に薬学部・薬科大学を卒業した者で、薬剤師国家試験に合格し薬剤師免許を取得した者のうち、B会費正会員に限り、令和8年度中の日本薬剤師会会費を無料といたします。

・キャンペーンの開催時期：令和8年4月1日～令和9年3月31日

注：本キャンペーンは、同一人物が複数年度にわたって会費が無料となるものではございません。今後は、本会総会での了承を前提に、各年度の新規合格者を対象とした同様の措置を当面継続する予定です。

1.2 日本薬剤師会 会費の取扱いについて

キャンペーン期間中にご入会された対象者につきましては、日本薬剤師会 正会員 B 会費（年額 7,000 円）の徴収を行わないよう、ご対応のほどお願い申し上げます。

注：万が一、対象者から会費を受領された場合の対応については、以下の Q&A にてご案内しておりますので、ご確認ください。

1.3 対象者の判別方法について

入会者情報をご確認いただくことで、対象者かどうかの判別が可能です。下記の2項目のいずれも満たしている方が対象となります。

大変お手数をおかけいたしますが、対象・非対象の判断につきましては、入会届の受領先である各地域・支部薬剤師会または都道府県薬剤師会にてご対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【確認項目】

・卒業年度が令和7年度であること

・薬剤師免許証の薬剤師名簿登録年月日が令和8年度内であること（※）

※免許証の申請手続き中の方は、合格証書などにより免許証の取得見込みであることを確認してください。

注：卒業証書や薬剤師免許証のコピーをご提出いただく必要はありません。入会者のプライバシーに十分ご配慮のうえ、必要事項の確認をお願いいたします。

1.4 3層構造における協調的な実施体制の構築について

本キャンペーンは、日本薬剤師会、都道府県薬剤師会ならびに地域・支部薬剤師会が連携し、対象者に対して会費無料の措置を講じることにより、最大限の効果を発揮することが可能となります。つきましては、本キャンペーンの趣旨をご理解いただき、対象者の会費無料措置の円滑な実施に向けて、関係各位のご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2 体制整備について

本キャンペーンは、日本薬剤師会の会費について、対象者に限り一定期間無料とするものです。お手数料をおかけいたしますが、令和8年度からの体制整備に向け、下記①、②、③いずれかの方法にてご対応いただきますようお願いいたします。

2.1 理事会等において会費（会員）規程を改定する

定款および会費（会員）規程を有する都道府県薬剤師会ならびに地域・支部薬剤師会においては、当該規程の一部改定等の対応が必要となる場合があります。

以下に、都道府県薬剤師会における会費規程改定（案）など対応例を示しますので、ご参考ください。

対応例①：日本薬剤師会の年会費記載箇所に附則を追加する

●●社団法人 ●●県薬剤師会会費規程	
(目的)	
第1条	この規程は、●●社団法人▲▲県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第◆条に基づき、正会員及び賛助会員の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。
【略】	
(年会費)	
第3条	本会会員の年会費は、会員の種別ごとに次のとおりとする。
① 正会員 A会員	00,000円 (別途 日本薬剤師会会費 18,000円)
② 正会員 B会員	00,000円 (別途 日本薬剤師会会費 7,000円) ※
※但し、令和7年度内に薬学部・薬科大学を卒業後、薬剤師国家試験に合格し薬剤師免許を取得した者のうち、B会費会員に限り、令和8年度中の日本薬剤師会会費を無料とする。	
【略】	

注： 会費規程内の、日本薬剤師会B会費正会員 会費額の箇所に附則として対象者の要件（赤字箇所）を追加しています。

対応例②：「会費納入の特例措置」として条文を追加する

●●社団法人 ●●県薬剤師会会費規程 【略】 (会費納入の特例措置) 第8条 前年度内に薬学部・薬科大学を卒業後、薬剤師国家試験に合格し薬剤師免許を取得した者のうち、B会費会員に限り、当年度の日本薬剤師会会費を無料とする。但し、会員登録2年目からは上記会費を納入することとする。 【略】
--

注：継続実施を前提とし、表記を「前年度」、「当年度」としています。

対応例③：会費（会員）規程に紐付けされた要綱を別に定める

既に独自の会費減免や免除等のキャンペーンを実施している場合は、施策の混同を避けるために、別途要綱を定めて棲み分けを図ることが望まれます。

日本薬剤師会 新卒薬剤師会費無料キャンペーン開催要綱 (令和●●年●●月●●日理事会決定) Ⅰ 対象 (1) 令和7年度内に薬学部・薬科大学を卒業した者で、薬剤師国家試験に合格し薬剤師免許を取得した者のうち、B会費正会員に限り、令和8年度中の日本薬剤師会会費を無料とする。 Ⅱ 対象者の判断基準 対象者は、下記(1)又は(2)の両方の基準を満たした者とする。 (1) 卒業年度が令和7年度であること (2) 薬剤師免許証の薬剤師名簿登録年月日が令和8年度内であること（※） ※免許証の申請手続き中の者は、合格証書などにより免許証の取得見込みであることを確認する。 Ⅲ 決定方法 (1) 入会届の受領時に、「Ⅱ 対象者の判断基準」に基づき対象者を決定する。 (2) 地域・支部薬剤師会は所定の用紙にて都道府県薬剤師会に決定結果を報告する。 Ⅳ 本基準要綱は令和●●年●●月●●日より施行する。

注：入会届に、キャンペーン対象者の記入欄を設けることを提案いたします。

3 Q & A

運用に際して想定される主なご質問について、以下にまとめております。

Q 1

**会費を日薬に送金した後に対象者が判明しました。
日薬から直接対象者へ返金はできますか？**

A 1

日薬からの直接の返金はできません。

会費の納入経路のとおり、都道府県薬剤師会→地域・支部薬剤師会を通してご対応をいただきたく存じます。対象者へのご返金手続きに伴う振込手数料につきましてはご負担ください。返金先は会員ご本人・ご勤務先等の支弁事情に応じご判断ください。

Q 2

**キャンペーンを開始し数年経過後に対象者が判明しました。
遡っての返金はできますか？**

A 2

翌年度以降の返金はできません。

年度を跨いだご返金は出来かねます。対象・非対象の判断につきましては、入会手続きの際に慎重にご判断をいただきますようお願い申し上げます。

Q 3

**運営費負担金の取扱いはどうなりますか？
補填はありますか？**

A 3

運営費負担金算出の対象外で、補填はありません。

対象者の会費額に相当する分は、運営費負担金算出の対象にはなりません。
差額の補填はございません。

Q 4

**対象者が入会した場合に、別途お知らせをする必要はありますか？
毎月日薬へ送付している会員データ項目に変更は生じますか？**

A 4

お知らせは不要です。月次の会員異動データも変更点はありません。

なお、日薬への会費納入に際してご提出いただく「会費納入者一覧データ」には、キャンペーン対象者も必ず含めてください。その際、対象者の会費金額は「0円」とし、備考欄等に「キャンペーン対象者」と明記してください。

Q 5

今後、キャンペーンを何年継続する予定ですか？

対象範囲を広げることはありますか？

A 5

当面の間継続する予定です。対象範囲の拡充は現時点では未定です。

キャンペーンは、日薬総会での了承を前提として、当面の間継続する予定です。

今後の運用については、「薬剤師組織のあり方等に関する特別委員会」において検討を進めております。

Q 6

キャンペーンの告知はどのように行うのでしょうか？

薬学部・薬科大学への協力も不可欠と考えます。

A 6

告知ポスターを作成し、データ形式で各会にご提供いたします。

ポスターの作成につきましては日薬が担当し、公式ホームページ、日薬メールナビ、日本薬剤師会雑誌など、日薬が保有する各種内製媒体を活用して周知を図ってまいります。

また、会員の皆様および地域の関係機関に加え、薬学部・薬科大学にも個別にご案内を行い、薬剤師の倫理意識の高揚および学術の振興を促すとともに、薬学および薬業の進歩・発展を通じて、国民の健康的な生活の確保・向上に貢献するという薬剤師会の目的を、広く社会に周知してまいります。

なお、日薬は会員の皆様と直接の接点を有していないため、都道府県薬剤師会ならびに地域・支部薬剤師会の皆様におかれましても、本ポスターの周知および配布にご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

Q 7

キャンペーンの効果検証はどのように実施しますか？

2年目以降退会しないような対策が必要と考えます。

A 7

対象者の動向は本会にて分析を行う予定です。

無料期間中に、会員の皆様に本会の活動やサービスのメリットを実感いただくことが、その後の継続的なご入会につながるものと考えております。

今回のキャンペーンを通じてご入会いただいた方々の動向や活動状況については、本会にて分析を行い、今後のさらなる会員増強に向けた施策の検討に役立ててまいります。

つきましては、各都道府県薬剤師会ならびに地域・支部薬剤師会におかれましても、貴会における会員の皆様へのご案内に際し、本キャンペーンの趣旨をご理解のうえ、周知・啓発にご協力くださいますようお願い申し上げます。